

県有財産の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

平成28年10月18日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 入札に付する物件の所在、種類、床面積等

番号	所在地	地目等	面積 (㎡)	予定価格 (円)
1	北秋田市鷹巣字本屋敷33番1	宅地	3,830.39	14,400,000
2	能代市二ツ井町字三千苜25番2	宅地	523.86	2,410,000
		共同住宅	延 267.04	576,720
		物置・ホヱ室	延 24.08	0
3	能代市松美町249番	宅地	331.25	3,880,000
4	男鹿市戸賀浜塩谷字大水沢1番5	宅地	484.29	1,525,000
5	男鹿市船川港比詰字羽立85番4	宅地	510.38	3,591,000
		居宅	延 49.23	0
		物置	延 4.96	
		車庫	延 12.42	
		居宅	延 50.04	
	物置	延 4.96		
6	潟上市天王字上北野4番409	原野	18,513.04	63,968,000
7	秋田市新屋町字関町後187番4	宅地	20,620.53	68,000,000
8	秋田市手形田中124番4	宅地	337.46	8,610,000
9	大仙市大曲花園町881番1、同881番2、同882番	宅地	535.50	12,700,000
10	大仙市大曲金谷町216番	宅地	300.52	6,101,000
11	大仙市大曲西根字小館22番4	宅地	406.85	3,560,000
12	横手市南町797番	宅地	376.61	4,540,000
13	湯沢市大工町89番3	宅地	232.97	3,420,000

2 契約条項を示す場所並びに入札参加申込書の交付の場所及び期間

番号	場所	期 間
1～3	秋田県山本地域振興局総務企画部 総務経理課総務経理班（電話0185-52-6203） 郵便番号016-0815 能代市御指南町1番10号	平成28年10月18日（火）から同年11月4日（金）まで （日曜日、土曜日及び祝日を除く）の午前9時から午後5時まで
4～8	秋田県出納局財産活用課 調整・財産管理班（電話018-860-2735） 郵便番号010-8570 秋田市山王四丁目1番1号	
9～11	秋田県仙北地域振興局総務企画部 総務経理課総務経理班（電話0187-63-5223） 郵便番号014-0062 大仙市大曲上栄町13番62号	
12～13	秋田県平鹿地域振興局総務企画部 総務経理課総務経理班（電話0182-32-1294） 郵便番号013-8502 横手市旭川一丁目3番41号	

3 入札執行の場所及び日時

番号	場 所	日 時
1	秋田県山本地域振興局庁舎第1会議室	平成28年11月11日（金）午前10時30分
2	秋田県山本地域振興局庁舎第1会議室	平成28年11月11日（金）午前11時
3	秋田県山本地域振興局庁舎第1会議室	平成28年11月11日（金）午前11時30分
4	秋田県出納局財産活用課入札室（秋田県庁舎地階）	平成28年11月10日（木）午前9時30分
5	秋田県出納局財産活用課入札室（秋田県庁舎地階）	平成28年11月10日（木）午前10時
6	秋田県出納局財産活用課入札室（秋田県庁舎地階）	平成28年11月10日（木）午前10時30分
7	秋田県出納局財産活用課入札室（秋田県庁舎地階）	平成28年11月10日（木）午前11時
8	秋田県出納局財産活用課入札室（秋田県庁舎地階）	平成28年11月10日（木）午後1時30分
9	秋田県仙北地域振興局庁舎第5会議室	平成28年11月14日（月）午前10時30分
10	秋田県仙北地域振興局庁舎第5会議室	平成28年11月14日（月）午前11時
11	秋田県仙北地域振興局庁舎第5会議室	平成28年11月14日（月）午前11時30分

12	秋田県平鹿地域振興局庁舎第2会議室	平成28年11月14日（月）午後2時
13	秋田県平鹿地域振興局庁舎第2会議室	平成28年11月14日（月）午後2時30分

4 入札に参加する者に必要な資格

入札参加申込書を2に掲げる期間内に2に掲げる場所に提出した者（地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者を除く。）

5 入札参加申込みに必要な書類等

(1) 個人の場合

住民票の写し、身分証明書（本籍地の市町村長が発行するもの）及び誓約書

(2) 法人の場合

法人の登記事項証明書及び誓約書

6 入札保証金に関する事項

入札保証金は、入札金額（建物については、当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額）の100分の5以上とし、現金又は銀行の支払保証をなした持参人払小切手をもって入札時に納入するものとする。

7 入札の無効

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第166条に規定するところによる。

なお、郵便による入札書の提出は、認めない。

8 予定価格

秋田県財務規則附則第7項の規定に基づき普通財産等の売払契約に係る入札執行前の予定価格の公表に関する事務取扱要領により公表する。

9 その他

詳細に関しては、秋田県出納局財産活用課（電話018-860-2735）に照会のこと。